

第3期津別町国民健康保険  
特定健康診査等実施計画

—平成30～35年度—

平成30年3月

津 別 町

## 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 計画策定にあたって .....                    | 2  |
| 1 計画策定の背景及び目的 .....                    | 2  |
| 2 計画の性格 .....                          | 2  |
| 3 計画の期間 .....                          | 2  |
| 第2章 津別町国民健康保険の現状 .....                 | 4  |
| 1 津別町の人口及び国民健康保険加入者の状況 .....           | 4  |
| 2 津別町の医療費の状況 .....                     | 4  |
| 3 特定健康診査等の現状 .....                     | 5  |
| 第3章 特定健康診査等の実施目標 .....                 | 9  |
| 1 達成しようとする目標 .....                     | 9  |
| 2 特定健康診査等対象者数 .....                    | 9  |
| 第4章 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法 .....          | 11 |
| 1 特定健康診査の実施方法 .....                    | 11 |
| 2 特定保健指導の実施方法 .....                    | 13 |
| 3 年間スケジュール .....                       | 14 |
| 4 個人情報保護対策 .....                       | 14 |
| 第5章 津別町特定健康診査等実施計画の公表・周知及び評価の見直し ..... | 16 |
| 1 公表と周知 .....                          | 16 |
| 2 計画の評価と見直し .....                      | 16 |
| 第6章 その他 .....                          | 18 |
| 1 その他 .....                            | 18 |

## 第1章 計画策定にあたって

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景及び目的

我が国は国民皆保険のもと、だれもが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や保健医療水準を達成してきました。しかしながら急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり維持可能なものにしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、国民誰もが願っている健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により、健康の保持に努める必要があるものに対する保健指導を実施することが義務付けられました。

津別町におきましても、国民健康保険被保険者に対し、生涯にわたる生活に質の維持向上に向けて、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入した特定健康診査及び特定保健指導を積極的に推進し、津別町民の健康づくりを図っています。

今回の計画は平成25年度から平成29年度を計画期間とする「第2期特定健康診査等実施計画」が終了することから、第2期計画の実施状況を踏まえ、生活習慣病の発症、重症化を抑制し、将来的な医療費の適正化を図ることを目的とし、「第3期特定健康診査等実施計画」を策定するものです。

### 2 計画の性格

本計画は「高齢者の医療の確保に関する法律第18条(特定健康診査等基本指針)」に基づき、保険者である津別町が策定する計画であり、「北海道医療費適正化計画」等と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第9条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意したものです。

### 3 計画の期間

平成30年度から平成35年度(6年間)

※第1期・第2期計画は5年を一期としていましたが、「北海道医療費適正化計画」が6年一期に見直されたことに合わせ、第3期計画となる今期から6年を一期として策定します。

## 第2章 津別町国民健康保険の現状

## 第2章 津別町国民健康保険の現状

### 1 津別町の人口及び国民健康保険加入者の状況

津別町の人口は、平成29年3月31日現在で4,881人、このうち国民健康保険の被保険者は1,709人となっています。

また特定健康診査等の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者は、1,326人で77.59%を占めています。

### 2 津別町の医療費の状況

#### (1) 一般被保険者：退職被保険者一人当たり費用額

平成24年度からの津別町医療費の状況は、一般分で見ると一人当たりの費用額は、平成24年度から平成27年度までは、ほぼ横ばい傾向でしたが、平成28年度からは、増加に転じました。

退職分で見ると一人当たり費用額も、ほぼ横ばい傾向で推移しています。詳細につきましては、表1（一般被保険者）、および表2（退職被保険者）をご覧ください。

表1 一般被保険者一人当たり費用額(5年間推移)

| 区分  | 平成24年度   | 平成25年度   | 平成26年度   | 平成27年度   | 平成28年度   | 5年平均額    |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 入院  | 136,201円 | 129,982円 | 127,700円 | 115,508円 | 144,776円 | 130,833円 |
| 入院外 | 140,571円 | 152,683円 | 153,655円 | 158,230円 | 173,190円 | 155,666円 |
| 歯科  | 25,414円  | 25,263円  | 22,893円  | 23,441円  | 24,763円  | 24,355円  |
| 計   | 302,186円 | 307,928円 | 304,248円 | 297,179円 | 342,729円 | 310,854円 |

出典：北海道国民健康保険団体連合会「オホーツク管内国民健康保険事業概要」

表2 退職被保険者一人当たり費用額(5年間推移)

| 区分  | 平成24年度   | 平成25年度   | 平成26年度   | 平成27年度   | 平成28年度   | 5年平均額    |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 入院  | 133,206円 | 262,677円 | 212,939円 | 26,742円  | 182,239円 | 163,559円 |
| 入院外 | 210,600円 | 219,436円 | 249,750円 | 188,576円 | 170,235円 | 207,720円 |
| 歯科  | 23,239円  | 27,771円  | 35,710円  | 24,899円  | 24,379円  | 27,198円  |
| 計   | 367,045円 | 509,874円 | 498,399円 | 240,207円 | 376,854円 | 398,477円 |

出典：北海道国民健康保険団体連合会「オホーツク管内国民健康保険事業概要」

#### (2) 一般被保険者：退職被保険者療養給付費額

過去5年間の一般分医療費総額を見ると、平成25年度の6億4,824万円をピークとして、平成26年度からは減少に転じましたが、平成28年度は大幅な増となりました。

退職分医療費総額を見ると、平成28年度は加入者の減少もあり、平成27年度より501万円減の1,720万円となりました。

表3 一般被保険者療養給付費(5年間推移)

| 区分   | 平成24年度       | 平成25年度       | 平成26年度       | 平成27年度       | 平成28年度       | 5年平均額        |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 診療費  | 548,166,380円 | 547,187,390円 | 525,434,480円 | 506,096,530円 | 563,448,363円 | 538,066,629円 |
| 調剤   | 86,532,290円  | 89,731,080円  | 87,289,570円  | 98,901,880円  | 90,493,560円  | 90,589,676円  |
| 食事療養 | 11,949,678円  | 11,168,736円  | 9,225,374円   | 7,651,542円   | 9,789,961円   | 9,957,058円   |
| 訪問看護 | 0円           | 157,300円     | 840,350円     | 1,600,040円   | 1,071,060円   | 733,750円     |
| 合計   | 646,648,348円 | 648,244,506円 | 622,789,774円 | 614,249,992円 | 664,802,949円 | 639,347,113円 |

出典:北海道国民健康保険団体連合会「オホーツク管内国民健康保険事業概要」

表4 退職被保険者療養給付費(5年間推移)

| 区分   | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      | 5年平均額       |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 診療費  | 54,322,820円 | 64,753,860円 | 52,331,940円 | 17,064,830円 | 14,697,310円 | 40,634,152円 |
| 調剤   | 9,107,560円  | 7,888,540円  | 6,819,840円  | 5,043,7100円 | 2,311,160円  | 6,234,162円  |
| 食事療養 | 1,016,114円  | 1,298,106円  | 1,393,394円  | 114,560円    | 198,174円    | 804,069円    |
| 訪問看護 | 0円          | 0円          | 17,000円     | 0円          | 0円          | 3,400円      |
| 合計   | 64,446,494円 | 73,940,506円 | 60,562,174円 | 22,223,100円 | 17,206,644円 | 47,675,783円 |

出典:北海道国民健康保険団体連合会「オホーツク管内国民健康保険事業概要」

### 3 特定健康診査等の現状

#### (1) 特定健康診査の対象者数

特定健康診査の対象者は、平成25年度の1,319人平成28年度の1,195人へと一貫して減少傾向となっています。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

特定健康診査の対象者数

| 区分           | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査対象者目標値 | 1,335人 | 1,322人 | 1,309人 | 1,296人 | 1,283人 |
| 特定健康診査対象者数   | 1,319人 | 1,275人 | 1,230人 | 1,195人 | —      |

出典:特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

(2) 特定健康診査の受診者数

特定健康診査の受診者数は、平成25年度から平成27年度にかけて減少が続いていましたが、平成28年度にやや増加しました。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

特定健康診査の受診者数

| 区 分          | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査受診者目標値 | 534人   | 594人   | 655人   | 713人   | 770人   |
| 特定健康診査対象者数   | 364人   | 321人   | 296人   | 302人   | —      |

出典:特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

(3) 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診率は、平成25年度から平成27年度にかけて減少が続いていましたが、平成28年度にやや増加しました。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

特定健康診査の受診率

| 区 分       | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査目標値 | 40.0%  | 45.0%  | 50.0%  | 55.0%  | 60.0%  |
| 特定健康診査実施率 | 27.6%  | 25.2%  | 24.1%  | 25.3%  | —      |
| 道 内 順 位   | 120位   | 136位   | 148位   | 148位   | —      |

出典:特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

(4) 特定保健指導の対象者数

特定保健指導の対象者数は、平成25年度から平成27年度にかけて減少が続いていましたが、平成28年度にやや増加しました。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

特定保健指導の対象者数

| 区 分         | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定保健指導者見込み値 | 66人    | 76人    | 86人    | 96人    | 106人   |
| 特定保健指導対象者数  | 54人    | 40人    | 32人    | 37人    | —      |

出典:特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

(5) 特定保健指導の指導者数

特定保健指導の指導者数は、平成25年度から平成28年度にかけてほぼ横ばい傾向が続いています。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

特定保健指導の指導者数

| 区 分        | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定保健指導者目標値 | 20人    | 34人    | 43人    | 53人    | 64人    |
| 特定保健指導実施者数 | 19人    | 19人    | 16人    | 18人    | —      |

出典:特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

(6) 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率は、平成25年度から平成27年度にかけて減少が続いていましたが、平成28年度にやや増加しました。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

特定保健指導の実施率

| 区 分       | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 特定保健指導目標値 | 30.0%    | 45.0%    | 50.0%    | 55.0%    | 60.0%    |
| 実績値       | 27.8%    | 22.6%    | 18.8%    | 24.3%    | —        |
|           |          |          |          |          |          |

出典:特定健診等管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

### 第3章 特定健康診査等の実施目標

### 第3章 特定健康診査等の実施目標

#### 1 達成しようとする目標

特定健康診査第3期実施計画にて達成しようとする目標は、「特定健康診査等基本方針」で示された参酌標準をもとに、平成35年度までの6年間で特定健康診査受診率60%、特定保健指導実施率を60%、また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率25%(平成20年度比)と目標数値を設定し、それに向けた各年度の目標数値を次のとおりとします。

| 区 分          | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査受診率    | 35%    | 40%    | 45%    | 50%    | 55%    | 60%    |
| 特定保健指導実施率    | 35%    | 40%    | 45%    | 50%    | 55%    | 60%    |
| 減少率(平成20年度比) | —      | —      | —      | —      | —      | △25%   |

#### 2 特定健康診査等対象者数

##### (1) 特定健康診査等の対象者数

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査等の対象者数については、第1期計画及び第2期計画期間の推移、特定保健指導対象者の実績値をもとに、下記のとおり推計しました。

| 区 分         | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査の対象者数 | 1,133人 | 1,102人 | 1,071人 | 1,040人 | 1,009人 | 978人   |
| 特定保健指導の対象者数 | 256人   | 241人   | 225人   | 210人   | 194人   | 179人   |

##### (2) 特定健康診査受診者等の見込み数

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査等の見込み数については、第1期計画及び第2期計画期間の推移、特定保健指導対象者の実績値をもとに、下記のとおり推計しました。

| 区 分            | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 | 平成33年度 | 平成34年度 | 平成35年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定健康診査受診者の見込み数 | 340人   | 441人   | 482人   | 520人   | 555人   | 587人   |
| 特定保健指導実施者の見込み数 | 77人    | 96人    | 101人   | 105人   | 107人   | 107人   |

## 第4章 特定健康診査等の実施方法

## 第4章 特定健康診査及び特定保健指導の実施方法

### 1 特定健康診査の実施方法

#### (1) 特定健康診査の実施方法

津別町では、特定健康診査等を実施するにあたり、被保険者が受診しやすい健診及び保健指導体制を構築するとともに、事務の効率化を図るため、特定健康診査等を下記のとおり実施していきます。

##### ① 対象者

- ・国民健康保険被保険者の40歳～74歳
- ・国民健康保険被保険者の30歳～39歳(津別町独自項目)

##### ② 実施形態

- ・被保険者が受診しやすい健診体制を構築します。

健診の形態は、個別検診と集団健診とみなし健診とし、健診実施機関に委託し実施します。

#### (2) 委託契約について

- ##### ① 特定健康診査については、道内の総合健診機関及び医療機関への外部委託を進めていきます。なお、計画の形態は個別契約とします。

委託契約機関一覧

| No | 医療機関名   | 住所                | 代表者       | 医療機関番号     |
|----|---------|-------------------|-----------|------------|
| 1  | 札幌商工診療所 | 札幌市中央区南1条西5丁目15-2 | 支部長 星野 宙  | 0110116456 |
| 2  | 網走厚生病院  | 網走市北6条西1丁目9       | 院長 内田 多久實 | 0115310021 |
| 3  | 津別病院    | 津別町字幸町61          | 院長 相澤 誠   | 0115210106 |
| 4  | 田中医院    | 美幌町字西1条北3丁目       | 理事長 田中 克彦 | 0115210437 |

- ##### ② 特定保健指導については、津別町で実施します。

- ##### ③ 外部委託者の選定は、実施機関の質を確保するため、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、厚生労働大臣が告示にて定める外部委託に関する基準を満たしている機関から事業者の評価・選定を行います。

#### (3) 健診項目

健診項目については、下記のとおり「津別町特定健康診査:特定保健指導事業の実施に関する基準」に基づき厚生労働省が定めた健診項目とします。

#### 【特定健康診査一次健診分】

##### ① 基本的な健診項目

- (ア) 問診(喫煙歴、服薬歴、その他総合的な質問を行う)
- (イ) 身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- (ウ) 理学的検査(身体観察)
- (エ) 血圧測定
- (オ) 血液化学検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- (カ) 血糖検査(空腹時血糖及びHbA1c)

- (キ) 肝機能検査(AST(GOT), ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP))
- (ク) 尿検査(尿糖、尿蛋白)
- ② 詳細な健診項目(一定基準のもと、医師が必要と判断したものを選択)
  - (ケ) 心電図検査
  - (コ) 眼底検査
  - (サ) 貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)
  - (シ) 腎機能検査(血清クレアチニン検査)
- ③ 追加検査項目
 

津別町の一般施策として、特定健康診査に合わせ、下記の項目についても同時に実施します。

  - (ス) 腎機能検査(血清尿酸値、血清クレアチニン検査)

#### 【特定健康診査二次健診分】

津別町の健康課題である糖尿病と虚血性疾患予防を目的として二次健診を実施します。

- ① 糖尿病検査(75g糖負荷検査)
  - 糖尿病の診断のない30歳～64歳のうち
  - ・HbA1c(NGSP値)=5.9%～6.4%
  - ・空腹時血糖=110～125mg/dℓ
  - ・メタボリック及び予備群該当者【生活習慣病治療中の被保険者は除きます】

【数年、継続受診者では、同じような検査結果になるため、過去に一度でも糖尿病検査を受診した方は基本的に対象外とします。】

- ② 動脈硬化検査(血圧脳波検査、頸部血管エコー検査)
  - 心血管疾患の既往のない50歳～64歳のうち
  - ・生活習慣病治療中のメタボリック
  - ・高血圧と糖尿病の治療中でかつ喫煙者

【前年度、動脈硬化検査受診者のうち、「経過観察者」は対象外とします。また、主治医による動脈硬化検査が可能な方は対象外とします。】

- (4) 自己負担額
 

1件当たり1,000円とします。

なお、特定健康診査等未受診者対策の一環として、毎年度年齢40歳、61歳の被保険者分は無料です。

- (5) 周知や案内の方法

- ① 特定健康診査受診率の向上につながるよう、いろいろな機会を通じた積極的な案内を実施します。
  - ・特定健診該当者への郵送による受診券の発行、及び健診日程等の案内を行います。
  - ・つべつ広報紙による周知を行います。
  - ・特定健診未受診者への受診勧奨を行います。
  - ・ホームページやQRコード等を活用し、申し込みしやすい工夫を行います。

#### (6) 健診委託代行機関について

特定健診に関する事務処理に関して、北海道国民健康保険団体連合会を代行機関として委託を行っていきます。代行機関においては、下記の6項目の機能が必要となります。

- ① 支払代行や請求等の事務のために、健診機関・保健指導機関及び保険者の情報を管理する機能
- ② 簡単な事務点検のために、契約情報・受診券(利用券)・情報を管理する機能
- ③ 健診機関から送付されたデータを読み込み、確認し、保険者に振り分ける機能
- ④ その際に契約と合っているか、受診資格があるか等を確認する機能
- ⑤ 特定保健指導の開始と終了を管理する機能
- ⑥ 請求、支払い代行等の機能

#### (7) みなし健診の実施について

生活習慣病治療中の被保険者が、医療機関で受けた検査結果や職場健診の結果を町に提出することで特定健診を受診したとみなし、受診数にカウントします。なお請求については、データ情報提供料が契約医療機関から津別町に請求されることとなります。

委託契約機関一覧

| No | 医療機関名 | 住所           | 代表者      | 備考      |
|----|-------|--------------|----------|---------|
| 1  | 津別病院  | 津別町字幸町61     | 院長 相澤 誠  | 美幌医師会加入 |
| 2  | 美幌医師会 | 美幌町字仲町2丁目3番地 | 会長 田中 克彦 | 14機関加入  |
| 3  | 北見医師会 | 北見市幸町3丁目1-24 | 会長 古屋 聖兒 | 61機関加入  |

#### (8) 事業所健診等、他の健診受診者数の健診データ収集方法

津別町国民健康保険の被保険者で、事業所健診や人間ドック等の他の健診を受診する型の把握を行い、健診の結果を保険者に提出するように案内を行います。

## 2 特定保健指導の実施方法

### (1) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣病を改善するための保健指導を行うことにより、対象者自身が生活習慣を振り返り行動変容と自己管理を行うことができるように、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものです。

### (2) 保健指導対象者の選定と階層化

特定健診の結果に基づき、特定保健指導の対象者を階層化する基準、及び保健指導として行う積極的支援及び動機付け支援の内容については、法第24条の厚生労働省令で定められた方法で実施していきます。

### (3) 特定保健指導の対象とならない被保険者への対応

被保険者の健康保持及び健康増進のため、特定健診の結果及び診療報酬明細書等の情報を活用し、特定保健指導の対象とならないが、受診の勧奨その他の保健指導の実施にも努めます。

### 3 年間スケジュール

特定健康診査及び特定保健指導については、下記の年間スケジュール表に基づき実施しますが、効果的に事業を行うために、前年度評価を毎年行い、また、必要に応じて年間スケジュールの組み直しを行います。

|      | 4月        | 5月 | 6月 | 7月          | 8月 | 9月 | 10月         | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|-----------|----|----|-------------|----|----|-------------|-----|-----|----|----|----|
| 個別検診 | 受診券<br>発行 |    |    |             |    |    |             |     |     |    |    |    |
| 集団健診 |           |    |    | がん検診<br>を含む |    |    | がん検診<br>を含む |     |     |    |    |    |
| 保健指導 |           |    |    |             |    |    |             |     |     |    |    |    |

### 4 個人情報保護対策

#### (1) 特定健康診査等の記録の保存方法

特定健康診査及び特定保健指導で得られた健康情報の保存については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び津別町個人情報保護条例により、適正に保存管理します。なお、この記録は原則として5年間保存します。

#### (2) 体制について

個人情報保護に関する法律およびこれに基づくガイドライン等、及び津別町個人情報保護条例による管理、運営体制とします。

#### (3) 保存に係る外部委託

保険者は効果的、効率的な健診、保健指導を実施する立場から、収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び津別町個人情報保護条例により、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、データの保存を外部委託できることとします。

#### (4) 特定健康診査等の管理に関するルール

特定健康診査等の記録については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び津別町個人情報保護条例により、適正に保存管理します。

## 第5章 津別町特定健康診査等実施計画の公表・周知及び 評価の見直し

## 第5章 津別町特定健康診査等実施計画の公表・周知及び評価の見直し

### 1 公表と周知

特定健康診査等実施計画については、津別町のホームページ及び広報つべつで公表します。

特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発は、広報紙、新聞折り込みチラシ、自治会回覧、津別町のホームページによる普及啓発を行い、さらに保健事業や自治会の会合など住民の集まる機会を活用していきます。

### 2 計画の評価と見直し

この計画によって実施された特定健康診査等については、受診率の増加並びにメタボリックシンドローム該当者と予備群の減少を目標に掲げて、計画的に推進していくこととしていますが、毎年、事業目標に係る達成状況の確認を行うとともに、実施体制、周知方法、委託事業者の選定方法、保健指導方法など細部にわたっての評価と検証を行っていきます。

## 第6章 その他

## 第6章 その他

### 1 その他

特定健康診査の実施にあたっては、各種がん検診と同時に受診勧奨を行っていくこととします。

また、75歳以上の後期高齢者は、医療保険者である北海道後期高齢者医療広域連合からの委託により、津別町国民健康保険が実施する特定健康診査等の体制を利用して健康診査を実施するものとし、津別町国民健康保険被保険者以外の者に対しての特定健康診査等については、今後の被保険者の状況等を加味しつつ対応を図るものとしします。

平成20年度より、生活習慣病の早期発見及び治療を目指し特定健康診査が始まり、その取り組み状況によって医療費の抑制が図られます。国でも全国ベースの医療分析や保健指導の分析を行う予定となっております。将来的に後期高齢者医療費の高騰を抑えるためにも、津別町民への啓発活動を重点的に行っていきます。